

第百六十一回国参議院外交防衛委員会會議録第二号

平成十六年十月二十八日(木曜日) 午後四時四分開会

委員の異動

十月二十七日

辞任

白 眞勲君  
荒木 清寛君

補欠選任

福山 哲郎君  
遠山 清彦君

十月二十八日

喜納 昌吉君  
福山 哲郎君  
遠山 清彦君

補欠選任

藤末 健三君  
白 眞勲君  
荒木 清寛君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

林 芳正君

委員

浅野 勝人君  
三浦 一水君  
山本 一太君  
齋藤 勁君  
榛葉賀津也君  
岡田 直樹君  
柏村 武昭君  
福島啓史郎君  
山谷えり子君  
今泉 昭君  
佐藤 道夫君  
田村 秀昭君  
白 眞勲君  
藤末 健三君  
荒木 清寛君  
澤 雄二君  
緒方 靖夫君

国務大臣

大田 昌秀君

外務大臣 (国務大臣) 町村 信孝君  
防衛庁長官 (防衛庁長官) 大野 功統君

内閣官房副長官

副大臣

大臣政務官

防衛庁副長官 今津 寛君  
外務副大臣 逢沢 一郎君

防衛庁長官政務官 柏村 武昭君

外務大臣政務官 福島啓史郎君

事務局側 常任委員会専門員 泊 秀行君

政府参考人 内閣官房内閣審議官 増田 好平君  
防衛庁防衛参事官 大井 篤君  
防衛庁防衛局長 飯原 一樹君  
防衛庁運用局長 大古 和雄君  
外務省北米局長 海老原 紳君  
国土交通大臣官房審議官 井手 憲文君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件)

○委員長(林芳正君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

本日、喜納昌吉君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君が選任されました。

○委員長(林芳正君) この際、大野防衛庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。大野防衛庁長官。

○国務大臣(大野功統君) サマワにおけるロケット弾発見事案について御報告申し上げます。

イラク・サマワにおいて活動いたしております陸上自衛隊イラク復興支援群は、現地時間十月二十二日午後十一時ごろ、何らかの爆発音及び飛しょう音を確認したため、必要な回避措置を取りました。

○委員長(林芳正君) 長官、お座りになって、お座りになられたままで結構でございます。

○国務大臣(大野功統君) じゃ、失礼をいたします。

この事案を受け、翌二十三日朝、宿営地内及び周辺の搜索を行ったところ、現地時間同日午前六時三十分ごろ、宿営地内南端の空き地においてロケット弾一発を発見いたしました。このロケット弾は信管が付いておらず、不発弾であり、宿営地の北の方向から発射されたものと思われまます。

現地部隊の人員、装備等に異状はありませんが、現地部隊においては現地治安機関等と密接に連絡を取り、情報収集・分析に努力することといたしております。

隊員の安全確保は極めて重要であり、現地部隊においては今後とも細心の注意を払いつつ人道復興支援活動を実施してまいります。

○委員長(林芳正君) ありがとうございます。

この際、町村外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。町村外務大臣。

た邦人質事件につき報告を申し上げます。

二十七日早朝、イスラム過激派組織を名のるグループがイラクにおいて邦人一人を人質とし、四十八時間以内自衛隊を撤退させるよう要求しているとの報道がありました。その直後より、外務省としては私を本部長とする対策本部を立ち上げ、総理官邸対策室とも緊密に協力して情報収集を開始いたしました。また、谷川副大臣が日本時間の本日早朝にヨルダンに到着し、既に現地対策本部で指揮を執っております。

人質の生命・身体安全にかかわる事柄がありますので、詳細にわたって述べることとはできませんが、事実関係につき申し上げます。

政府といたしましては、二十一日、現地時間二十日より、香田証生という邦人男性がイラクに滞在しているという情報入手いたしました。同氏の父親が当該邦人は映像より香田氏に間違いのない旨述べたこと、同氏の映像の画像分析等を総合的に判断した結果、イラクにおいて拘束されたとする邦人は香田さんの可能性が極めて高いと考えております。

その後入った情報によれば、この邦人はバグダッドで滞在予定のホテルに到着したが宿泊を拒否された由であり、その後の足取りは分かっておりません。

拘束された可能性のある香田氏の御家族には、二十七日午前及び本日午後私が香田氏のお父様に電話で連絡を取ったほか、外務省より累次にわたり御家族と連絡を行っております。

犯人グループにつきましては、イラクで多くのゲリラ活動、自爆テロ、誘拐等を首謀ってきたと言われるザルカウィ氏が率いると見られるイスラム過激組織による犯行声明が出ております。

政府としては、二十七日、事件発生時の情報を得た後、速やかに在イラク日本国大使館よりイラク

政府に対して、またバグダッドや各首都にて主要国政府に対して本事件につき把握している情報を提示しつつ、関連情報の提供及び人質の解放についての協力、助言を要請しました。また、私からイラクのアッラーウィー首相やズィバリー外相、パウエル米国防務長官、ストロー英外相に対し直接協力要請を行ったほか、鈴木在イラク大使からアッラーウィー首相等イラクの各方面に対して協力する要請を行いました。

また、私は、アラブ、欧米の主要メディアとのインタビューを通じ、武装グループに対し、日本がイラクの復興努力を支援するために派遣されている、日本人人質の速やかな解放を求めるとのメッセージを伝え、このインタビューはアルジャジーラで放送されました。各国からは、事件に向け、可能な限りの支援を行うとの反応が寄せられています。さらに、ヨルダンの現地対策本部でも、ヨルダン政府に対し協力要請を行っています。

政府としては、人質の救出に向け、引き続き関係各国政府と緊密に連携しながら、最大限の努力をしております。

イラクの治安情勢については、駐留多国籍軍と武装勢力との衝突や民間人の殺害、拘束事件が発生する等、全般として予断を許さない状況が続いております。イラクへの渡航はどのような目的であれ見合わせるよう、また、同国に滞在している方については安全な方法で直ちに退避するよう、改めて強く注意喚起を行ったところであります。以上をもちまして、本件に関する私からの報告とさせていただきます。

○委員長(林芳正君) ありがとうございます。

○委員長(林芳正君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官増田好平君、防衛庁防衛参事官大井篤君、防衛庁防衛局長飯原一樹君、防衛庁運用局長大古和雄君、外務省北米局長海老原

神君及び国土交通大臣官房審議官井手憲文君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 外交、防衛等に関する調査のうち、テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件を議題といたします。

まず、本件について政府から報告を聴取いたします。大野防衛庁長官。

○国務大臣(大野功統君) テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について御報告申し上げます。

テロ対策特措法に基づく基本計画の変更が、十月二十五日の安全保障会議を経た後、十月二十六日、閣議で決定されました。具体的には、基本計画上の協力支援活動等を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の派遣期間を六か月間延長し平成十七年五月一日までとするともに、インド洋において行われている不朽の自由作戦の海上阻止活動の効率的な運用に資するとの観点から、艦船用燃料に加え、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の艦船に対する補給も行い得るよう協力支援活動の内容を変更することとしました。

なお、あわせて、私が定めている実施要領についても、基本計画に沿った所要の変更を行いました。

次に、今回の基本計画の変更に係る背景について御説明申し上げます。

には議会選挙が予定されるなど、統治体制整備のプロセスが着実に進展しており、同国の復興に向けた成果が上がっているところであり、

先般、米国のラムズフェルド国防長官は、テロとの闘いは、その期間という点において、第二次世界大戦よりも冷戦に近いものになるとの見解を示しており、我が国としても、国際社会のテロとの闘いの取組は相当の期間にわたるものになると認識しております。

このようなテロの脅威に対し、米軍等は、アフガニスタンの南部から東部の国境地帯を中心にアルカイダ、タリバンの残党の追跡、掃討を継続しております。また、国境のパキスタン側では、パキスタン軍は、政府の統治の及びにくい部族地域に往来、潜伏していると見られるテロリストに対する掃討作戦を強化しております。さらに、米軍等は、アラビア海等において、テロリストや武器弾薬等の関連物資が海上を移動することを阻止することにテロの脅威が拡散することを防止するための活動、すなわち前述の海上阻止活動を継続いたしております。

約三年間及び海上阻止活動は、これまでアルカイダと関連の疑いがある乗組員の拘束、テロリストの資金源となる武器や麻薬類の押収などの具体的な成果を上げるとともに、海上におけるテロリスト等の活動を阻止する抑止効果を果たしてきました。このように、インド洋上におけるものを含め、テロとの闘いは依然として続いており、各国が足並みをそろえてこの問題に取り組んでいる

状況にあります。

政府としては、このような状況にかんがみ、残存するアルカイダ等によってもたらされている国際テロの脅威が今も除去されていないことから、国際テロ根絶のための取組に引き続き寄与すべきものとの考えの下、冒頭に申し上げましたとおり、基本計画について所要の変更を行ったところであり、

次に、これまでに実施したテロ対策特措法に基づく自衛隊の活動実績について申し上げます。

協力支援活動につきましては、現在、海上自衛隊の補給船「はまな」及び護衛艦「きりしま」、「たかなみ」がインド洋北部において活動中であり、これらの艦艇を含め、派遣された艦艇はこれまで延べ三十八隻に上ります。これらの艦艇により、平成十三年十二月二日以降本年十月二十五日までの間に、米、英、フランス、カナダ等の艦艇に艦船用燃料を四百三十二回、約三十七万五千キロリットルを提供し、その総額は概算値にして約百四十三億円となっております。

また、航空自衛隊については、C130H型輸送機等により、平成十三年十一月二十九日以降本年十月二十五日までの間に、計二百五十二回の国内及び国外輸送を行っております。

なお、このような自衛隊の活動につきまして、政府広報、防衛庁ホームページ等を通じて広く国民にお知らせしているところであります。

このようなテロ対策特措法に基づく我が国の努力は、国際的なテロリズムの防止や根絶のための国際社会の取組に積極的、主体的に寄与することの意義を有することはもちろん、日米安保体制を緊密かつ実効性のあるものとする上でも極めて重要な意義を有するものと考えております。また、本年九月の日米首脳会談を始めとする様々なレベルの様々な場において米国等から謝意の表明がなされる等、国際社会からは高い評価と賞賛を得ているところであります。

最後に、防衛庁としては、テロ対策特措法に基づく基本計画が今般変更されたことを受け、更に

一層国際テロ根絶のために国際社会の一員として責任を果たし得るよう、また国民の期待にもたえることができるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、本委員会皆様におかれましても、御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長(林芳正君) 以上で報告の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

冒頭、ちょっとだけ立ち上がって御説明、あつ、座った方がいいですか。

○委員長(林芳正君) 御着席で。

○白眞勲君 じゃ、はい。

まず、度重なる台風、地震によりまして命を落とされた方々に深い哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

さらに、連日不眠不休で頑張つていらつしやる自衛隊の皆様に対しまして、心より敬意を表します。

さて、今回、日本人の人身事件について、テロ特措法基本計画の変更に関する質問の前に、三御質問させていただきたいと思つています。

外務大臣にお聞きしたいんですけれども、政府はいつとこでこの事件の情報を知つたんでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 二十七日午前六時十分、イラクにおいて一人の邦人が人質に取られたという内容の報道に接し、直ちに情報収集を開始したところでございます。

○白眞勲君 それ以前に通信社からの問い合わせなど、そういう人質が取られたとかいうような情報というのとはなかつたということですね。

○国務大臣(町村信孝君) ありません……

○委員長(林芳正君) 町村外務大臣。

○国務大臣(町村信孝君) 済みません。

ございませぬ。

○白眞勲君 この種の事件が起こり得るといふことを予想していらつしやいましたでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 具体的に起きるといふことではございませんが、大変危険な地域であるといふこと、そして既に二度にわたつて人質の事件が起きていふことは国民周知の事実でございますし、私ももちろんあらゆる手段を通じて、もう既に六十回を超える回数危険情報を発しておりますし、また、メールあるいはファクス、ラジオ、テレビ等々、あらゆる手段を通じてこれは危険な地域ですと、渡航しないようにといふことは情報として発し、退避勧告というのものもよりそのベースとして出されていふところでございます。

○白眞勲君 小泉総理は、今回の事件に関しまして、自衛隊をイラクから撤退しないといふことを昨日の朝の時点で明言されていらつしやいますけれども、この発言というのは外務省と綿密な打合せをした形で出た発言なんでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) この点は、私が、七時五十分ごろ外務省から既に被災地の視察に出でられました総理と電話で連絡ができたので、こちらからその時点で分かっている範囲のことを総理に御報告をし、総理の方からは、既に官房長官に指示してあるがといふ前置きがございましたが、最大限の情報収集をするようにと、そして救出に全力に当たるようにと、同時に自衛隊は撤退をしないといふことを前提に今後活動していこうと、こういう方針をその段階で総理から私に対してもお示しがありました。

○白眞勲君 そもそも民主党としましては、イラクへの自衛隊派遣には反対していたわけですが、けれども、事件が起こつた以上は、この日本人の生命が脅かされているという状況ですので、是非政府におかれましては事件解決に一刻も早く御尽力されるよう、全力で取り組むことを強く要望いたします。民主党としまして、この件につきましては協力する所存でございます。

次に、テロ特措法に基づく基本計画等の変更について質問させていただきます。

先日、十月二十六日の日に町村外務大臣は外交防衛委員会における冒頭のあいさつの中で、自衛隊のインド洋派遣を始めとするテロとの闘いに対する協力も引き続き行つてまいる所存ですと述べられました。

このテロとの闘いという言葉なんですけれども、よく、闘う闘うという言葉をよく最近耳にするわけなんです、元々、テロに対処するとかテロに立ち向かうといふなら分かるんですけども、闘いという言葉になりますと、これ勝ち負け、勝敗というような形になるわけなんですけれども、そういった感じでございますと、外務大臣とされました、どうなつたらこの闘いに勝つんではいふか。

○国務大臣(町村信孝君) 赤勝て白勝てといふ、あるいは勝つた負けつたといふ感覚で闘いといふわけではないんです、もちろん最終的にはテロリストのいない世界を作ろうと、その段階を勝つたと、こういうことになるんかと思つています。

しかし、テロリストといふのは、それは率直に言つていろいろな条件といふまじょうか、いろいろな要素から起きてくる、宗教間の対立、民族、部族の対立、貧富の差など、いろいろな状況から今の世界を見るだけでもテロリストは、起きてくる。だから、そう簡単にこれは勝つた負けつたといふすぐ答えが出る性格の闘いではないと思つてますが、しかしテロは許さないといふ強い気持ちを表し、かつその根っこになるものをできるだけ取り除いていこう、少なくともテロリストを自称するアルカイダ等々のそういう人々たちをできるだけ逮捕する、あるいはその根っこを絶つような様々な活動をやっていくといふことを総称してテロとの闘いと、こう私は言つていふつもりでございます。

○白眞勲君 そうしますと、大野防衛庁長官にもお尋ねしたいんですけれども、やはりテロとの闘いといふことを防衛庁長官もおっしゃつていふんですけれども、防衛庁としましてはどのような闘いといふものを考えていらつしやるんでいふか。

○国務大臣(大野功統君) テロとの闘いといふのは、私は、まずテロの脅しには屈しない、こういうことだと思つています。それから、テロの闘いに勝つといふのは、町村大臣もおっしゃつておられましたが、一般的に申し上げますと、やはりこの世の中から、二〇〇一年九月十一日に起きたようなテロの脅威、このテロの脅威をなくしてしまふ。それが国際社会の一員として、テロといふのは国籍、領土持つていませんから、やはり国際的な協力でもつてこのテロを追放していく。私は、それができればテロの闘いに勝つた、このように思つています。例えば、テロの組織を撲滅する、テロの資金源を断つ、こういうことでございます。

○白眞勲君 テロの資金源を断つとか、あるいは強い意志だとかいふ今御答弁でいらつしやいましたけれども、テロとは結局闘えば闘うほど逆に今テロが増えていふといふのが私の認識だと思つてますし、現実の社会ではないんかといふふうには私は思つております。ですから、今正にテロがそういうふうな強力な形で、こちらが強い力を発すれば発するほどその恨みが恨みを呼んでしまふといふふうにも私は思つておりますので、その辺はやはり考え方が少し違ふんではないのかといふことは認識をしていふわけでございます。

次に、テロ特措法に基づく自衛隊派遣の期間延長について質問させていただきたいんですけれども、今回の基本計画の変更内容にヘリコプター燃料の補給を始めるといふふうになつていふんですけれども、このヘリコプターの燃料といふのは、例えば戦闘機、F16とかあるいは爆撃機とか、そういうものにも使えるものなんではないか。

○国務大臣(大野功統君) 結論から申し上げます。使えます。

○白眞勲君 ということは、新たに日本が給油を始めるそのヘリコプターの……

○委員長(林芳正君) 白君。

○白眞勲君 あつ、済みません、はい。  
ということ、新たに日本が給油を始めるヘリコプターの燃料というのは、例えば航空母艦の艦載機とかあるいは爆撃機などにも使われるということ、可能性はそれは否定できないということですよ。

○國務大臣(大野功統君) 艦艇搭載ヘリコプター用燃料の種類はJPS5というのだそうでありますけれども、もちろん今申し上げましたように、ヘリコプター以外の航空機においても使えます。自衛隊が、しかしながら自衛隊が供給するこのヘリコプター用燃料というのは、直接ヘリコプターに給油するわけではありません。艦船に供給する、艦船に供給する、したがってその艦船がヘリコプター用にする、このようなこととございませぬ。そういうことでありまして、直接にヘリコプターに供給するというわけではありません。

○白眞勲君 艦船に入れるとしたって、別に艦船が使うわけじゃなくて、結果的にはヘリコプターなりそのほかのものに使用するということですよ。ね。

○國務大臣(大野功統君) それはお互いの国際的信義の問題ではないでしょうか。

○白眞勲君 国際的な信義の問題であると言っても、使われる可能性があるということは、その目的が逸脱していく可能性があるということですから、それは信義の問題だけではやはり済まされないうんではないだろうかというふうに私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(大野功統君) この今回、ヘリコプター用の燃料というものは、くどいようで申し訳ございません、今まではこのヘリコプター用燃料あるいは追加されました水、水は問題にされておられませんけれども、これは当該艦船が、受ける方の艦船がほかの国から、ほかの国から受けていたものであります。そういうニーズが大きくなくて、そしてそれではということ一度に、今まで二度も三度も受けていたんですね。日本から

は艦船用の油をもらう。それから、ほかの国からは、あるいは寄港してヘリコプター用の燃料をもらう、あるいは水をもらう。二回も三回も手間が掛かっていた。それを一回にする。こういうニーズがありますから、現場のニーズというのはもう一杯あって、そういうニーズが出てきているわけでありませぬ。それにこたえて効率的にこのヘリコプター用燃料、水を供給するためにこういう措置を取っているわけでございます。

○白眞勲君 私が申し上げているのは、向こうのニーズではなくて、この法律の範囲では、ヘリコプターの燃料についても、実際にはそれが、場合によっては航空母艦にある艦載機になってどこでも飛んでいっちゃうわけじゃないですか。艦艇の、船のその燃料、いわゆる航空機用の燃料タンクに幾ら注入したって、それは最終的には、いわゆるポリタンクに入れておいて、燃料を、それをポリタンク持って行ってどこかでそれを使われるって、どこかでそれが戦闘行動として使われるということもあり得るんじゃないのかということ、私は言っているわけなんですね。

ですから、それについて、やはりこれは今、大野防衛庁長官は信義の問題だということふうにおっしゃいましたけれども、その信義をどうやって担保するんでしょうか。

○國務大臣(大野功統君) まず、この問題は現場のニーズ、つまりヘリコプターを飛ばすというニーズがあるわけですね。ヘリコプター、何をやるか。それは、海上監視活動、情報収集活動、その他監視活動をする、こういう意味であります。そのヘリコプターの油はほかの国から供給を受けていた。つまり、艦船用の油は日本から、そして、くどいようですが、このヘリコプター用の油はほかの国から受けていた、二度でやってきた。だから一回でやれるということ、効率化という意味が一つあります。

この自衛隊が補給した燃料を戦闘機を含む各種航空機に使う、問題じゃないかと、こう今おっしゃっているわけですが、その燃料の性質

上、それは可能であります。しかし、そういうような意味でのニーズはないし、そういうことに對しては、やはり私は国際的な信義誠実の原則、これが当てはまって、そんなことはあり得ない、このように思っています。

○白眞勲君 私の質問に対してきちんと答えられていらつしやらない私は気がしてしようがないんですけれども、いわゆる現場のニーズにこたえるからやるんだといっても、その実際の燃料が、戦闘機とか何かにも使える燃料を、それを補給、あげるといふこととすよね。ということは、結局それが幾ら信義の問題としても、それが使われてしまったらどうやって、例えばその燃料が何か色でも付いているんですか、日本製の燃料だからと。そうじゃないですか。旗が、旗が入っているわけじゃないですか。

ですから、その燃料を、いかにそれを担保にするのか、それをどうやってそれが使われていないのかというのが分かるんですかということ、私は聞いているわけでございます。それをもう一度お答え願いたい。

○副長官(今津寛君) 先ほどから御説明しておりますとおり、今回のニーズは、例えばヘリコプター用燃料につきましてはアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イギリス、パキスタン、水についてはパキスタンと。今問題になっているのはヘリコプター用燃料ですけれども、今ニーズがあるのはヘリコプター用の燃料を供給してほしいと、こういうニーズで話し合つて、それでお互い了解したわけですから、ほかのものに使用するというニーズで話しているわけではございません。

○白眞勲君 ですから、今まではそれがなかったわけですよ。今回改めてヘリコプター用の燃料が追加されてこの法律の中に入れられたわけですよ。ですから、そこでそのヘリコプター用の燃料が向こうから欲しいからと。その燃料がほかの用途に使われる可能性があるからと。断ることだってできるんじゃないでしょうか。

○副長官(今津寛君) あくまでも、国際間の信頼

の中でヘリコプター用燃料に提供してくださいよと言われたら、要求した方もそれ以外に使われないと思つてはいるわけですよ。

○白眞勲君 ですから、それをどうやって担保するのかと、どうやって証明してくれるんですかというのを私は言っているわけですよ。

○國務大臣(大野功統君) 何度も申し上げております。それは、そういうニーズがあるから新しく供給する、効率的な処理の仕方でありませぬし、それをどうするかという証明は、そこまで言われませぬ、それは証明できないかもしれない。しかしながら、それはそういうニーズがあつて、それにおこたえて国際協力をしている、国際上の信義誠実の原則ですから。

これについて何か、運用局長、あればどうぞ。○政府参考人(飯原一樹君) 具体的に想定しているケースをお答えさせていただきます。

今、副長官の方からもお答えありましたとおり、英、米、独、仏、伊、パキスタンの方から要請があるわけですが、これは比較的小型といひますか、空母なんかと比べると比較的小型の、日本であれば護衛艦タイプにヘリコプターを搭載している艦に艦船用燃料を供給するのと同時にヘリコプター用の航空燃料を供給しようと、こういうこととございまして、大量に例えば航空母艦とかなるとかに航空燃料だけを供給するということを想定しているわけではございませんし、今回の趣旨、海上阻止活動参加部隊等による具体的な現場のニーズというのは、あくまでこれはヘリコプターを飛ばしてあの辺りの海を哨戒すると、そういうニーズを目的としております。その旨はまた英、米、独、仏、伊、パキスタンとも十分に説明をして、それを受けて私ども今回基本計画の変更を閣議決定したと、こういう次第でございます。

○白眞勲君 質問の趣旨にちゃんと答えていないような私、感じがしてしようがないんですけれども、今回の自衛隊が提供する物品及び役務については別表一という規定があるということ、その中の三条に、戦闘行動のために発進準備中の航空

機に対する給油及び整備を含まないものとする  
明記してあるわけですね。そうしますと、この今  
言った、結果的には、艦船に幾ら注油をしたとし  
ても結果的にはそれは航空機に対する給油になつ  
てしまふのではないのかということからして、こ  
れは法律的に矛盾があるんじゃないのかと私は思  
うわけなんですけれども、いかがでしょうか。  
言っていること分かりますか。

○政府参考人(飯原一樹君) 正にその読まれた  
部分は、いわゆる同じ補給行動といひましても、  
発進準備中の戦闘機等にすればいわゆる戦闘行為  
と一体化するのではないかと、こういうことから  
できた規定でございます、私どもが行います補  
給というのは、あくまでそれはヘリコプターに直  
接なり行くということではなくて、一回艦船に補  
給をするということ念頭に置いております。ま  
た、その艦船、ヘリコプター自体も哨戒、いわゆ  
る警戒監視用のヘリコプターでございますので、  
直接戦闘行為に参加するというようなことは想定  
いたしておりません。

○白眞勲君 もしそういうことであるならば、そ  
れまできちんとその文章の中に明記すべき問題で  
はないのかと私は思います。そうしませんと、大  
量に油を補給する可能性だつてあるわけだと思  
うんですね。ですから、その辺はきちんとそうい  
ふような形で、艦船の少量の、例えばヘリコプター  
の燃料ということも書くべきではないのかなとい  
うふうに思うわけですね、これじゃまるで誤解を  
招くんではないのかなというふうに私は感じるわ  
けでございます。

それと同時に、もう一つちょっと御質問したい  
んですけれども、昨年一月の時点で防衛庁長官  
だった石破長官が、アメリカとは交換公文を交わ  
して、日本から受けた支援がテロ特措法の目  
的に合致した活動に用いられなければならないこ  
とを十分に認識しているというふうに発言され  
て、その四か月後に今度は参議院外交防衛委員  
会で、同時に二つの任務を持った艦船があつたとし  
ても、それを理由に目的外ということにはならな

いというふうに発言されているわけですね。こ  
れで矛盾していませんか。給油を受けた  
国はテロ特措法の目的だけを、使うことを交換公  
文で確認しておきながら、でもほかのミッシヨ  
ンを同時に持っていたとしても構わないというこ  
とを言っているわけですね、つまりこの両方の発言  
というのは正にこれは矛盾を持っているというふ  
うに思うんですけれども、これについていかが  
でしょうか、防衛庁長官。

○政府参考人(飯原一樹君) 米軍の艦艇が基地を  
出まして二つのミッシヨンを与えられるというこ  
とは、それはあり得ることだと思ひます。そうい  
うことをまた石破防衛庁長官、当時はおっしゃ  
たと思ひますが、あくまで私ども自衛隊が補給す  
る燃料は、この場合ですと、テロ特措法の目的に  
従つて使用するということを交換公文の形で米  
軍、アメリカも約束しておりますので、その趣旨  
に沿つた形で使われると、決して他の、二つの目  
的があつた場合にテロ特措法と関係のない方の目  
的に流用して使うこととはないと、これが交換公文  
で約束した国際的約束ということでございます。

○白眞勲君 交換公文で幾ら約束しても、この燃  
料は日本からもらったからそれはこししか使いま  
せんよということ、どうやってそれを担保する  
んですか。今さつきと同じような質問になり  
ますけれども、お答え願ひたいと思ひます。

○政府参考人(飯原一樹君) そこは、最終的、究  
極的には信頼関係ということになるわけござい  
ますが、例えば一番よく言われますのは、アフガ  
ニスタンとイラクと二つあると、こういう例が出  
されますが、その場合、海域がかなり離れており  
ます。正確なちよつと数字、ちよつと手元にござ  
いませぬが、千キロ近く離れていたと思ひます  
が、そうしたことから、私どもとしては十分区分  
できるし、またアメリカ側もそれを約束している  
というところであるというふうに考えております。

○白眞勲君 米国が中心となつて今この作  
戦、不朽の自由作戦というんですか、について、  
最近離脱している国がある。ギリシャやスベ  
イ

ン、またカナダ、これが今年七月にフリゲート艦  
を帰国をさせているわけですね。つまり、この中  
で何でこの三か国はこれ艦船離脱させたんでしょ  
うか。大野防衛庁長官、お答え願ひたいと思ひま  
す。

○副大臣(達沢一郎君) 今委員御指摘のように、  
当初、海上阻止活動に船舶を派遣してきた国の  
うち、確かに現時点で派遣を行っていない国はカ  
ナダ、ギリシャ、スペイン、事実関係としてその  
とおりであります。

ただ、各国のいわゆる艦船のローテーションの  
関係、その他訓練ですとか、そういった事情がご  
ざいます。いろいろ出入りがございまして、例え  
ばニュージーランドは今年の四月に再派遣をし  
た、パキスタンは七月に帰国、スペインは逆に七  
月に帰国、カナダも七月に帰国、そしてオランダ  
は十月、つまり今月であります、再派遣という  
ことで、いろいろなローテーション、動きがあ  
る。その一環として今現在はカナダ、ギリシャ、  
スペインは派遣をしていない状況になつておる  
と、こういうことでありまして周期的に、周期的  
に行われるという計画をカナダとは持つていて  
いうふうに向つておりますし、ギリシャはオリ  
ンピックの関係で警備を強化する、そういう、まあ  
言つてみれば特殊な事情もあつたということも報  
告として承つてるところであります。

○白眞勲君 そうすると、また来る……  
○委員長(林芳正君) 白君。  
また、そうすると、また来るということでは  
ね、その三か国につきましては。

○副大臣(達沢一郎君) カナダにつきましては派  
遣を今後も周期的に行われるということござい  
ますから、いずれまた再派遣というタイミングを  
迎えるというふうに理解をいたしております。

○白眞勲君 外務大臣にお聞きしたいんですけれ  
ども、日本は今後どういう時期に帰国をするとい  
うふうに考えて、帰国というんでしょかね、撤  
収というんでしょかね、一体どういう条件があれ  
ば参加をやめるのかと言つた方がいんでしょ  
かね、いわゆる出口戦略、それを持つてい  
るんでしょかね。一般国民に分かりやすい言葉で説明  
いただきたいと思ひます。まさか、アメリカのブ  
ッシュ大統領の言いなりでやつていますよなとい  
うことは言われないと思ひますけれども。

○國務大臣(町村信孝君) どういう条件になれば  
撤退をするかというお尋ねでございます。  
今、明示的にこれこれこれ、一、二、三、  
四の条件が満たされればやめるということであ  
らかじめ決めてるわけでもないんですが、六か  
月ごとに、その都度真剣に諸要素を考慮して判断を  
しようということでございます。  
今回は派遣の延長ということ、もちろん論理  
的には派遣を延長しないという選択もあつたと思  
ひますが、先ほど防衛庁長官言われたようなも  
ろの理由から延長を決めたということござい  
まして、あらかじめこれこれの条件が達成され  
ば、あるいはこれこれの条件になればやめるとい  
うことを内閣で決めてるわけではございませ  
ん。

○國務大臣(町村信孝君) 誤解があったらお許しをいただきますが、これはもう元々時限法であるということから、恒久法ではございませんので、未来永劫続けるということを前提にしたものでないことは法律の性格上明らかだと思います。

○白眞勲君 現在、我が国の防衛体制というものを考えたときに、何かちよつと変だなというふうには私に考えているわけなんです。アメリカのイージス艦が今、日本に來ている、日本海沿岸に來ている。レイクエリーという船です。このレイクエリーという名前の船は、アメリカでミサイル防衛の実験に加わった船だと、イージス艦です。そういうイージス艦が二隻も今、日本の近海で動いているというふうにも聞いているわけなんです。片や日本はイージス艦を、インド洋に出掛けていっている。何で日本の船はインド洋に出掛けていって、日本の防衛をアメリカが守っているような形を取っているのか。それだったら、インド洋に行っている例えばイージス艦とかそういう艦船を日本に戻していくのが普通じゃないかな。日本の周囲をまわすという自分の船で固め、自分の国の船で固めるというのが当たり前じゃないのかなというふうにも思うんですけれども、一般論として大野防衛庁長官、いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(大野功統君) まず、米軍、米海軍のイージス艦レイクエリーでございますけれども、まず防衛庁といたしましては、米軍の運用の一々については詳細申し上げる立場にありませんので、この点はお答えいたしません。お答えを控えさせていただきますけれども、なぜイージス艦をインド洋へ給油活動の補助としてやっているのか、サポートとしてやっているのか。

この点につきましては、まず申し上げたいのは、我々は自衛隊の本来の任務である我が国の防衛、これについては遺漏なきを期しております。これは当然のことです。そこで、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において協力支援活動を行う、これが自衛隊法附則第十七、十七項

及び十八項で定めることは委員御存じのとおりでありませぬけれども、これまでインド洋への艦艇部隊の派遣に当たっては、我が国周辺の国際情勢も踏まえ、我が国の防衛上支障を生じない範囲で実施しているところであります。

具体的には、整備所要を踏まえつつ計画的な部隊運用、訓練に努める等、御指摘のイージス艦派遣についても、今現在イージス艦四隻ございますけれども、必ず最低一隻は日本海、日本の近辺に所在しておりますし、そういう意味で一定の練度を保った艦船を必ず一隻国内に配置しておる、そういう意味では我々は我が国の防衛上支障を生じないよう配慮しておるところであります。

○白眞勲君 以前、百五十七国会、参議院のテロ特別委員会で石破防衛庁長官が、例えば北朝鮮情勢が、これに挙げられるとすれば、我が国の平和と独立に直接影響が生じるような事態が生じた場合には、当然そちらの方に割くというふうに行っているわけですか。

ですから、今イージス艦が、アメリカのイージス艦が日本海沿岸まで、それも二隻も来ているという状況の中で、我が国は一隻ありますから大丈夫ですと、そういう悠長なことを言っている場合合なんでしょうか。

○國務大臣(大野功統君) 先ほども申し上げましたとおり本来の任務、本来の任務、防衛上、我が国の防衛上支障を生じない範囲でやっているわけでございます。したがって、四隻あるイージス艦のうち、我が国が保有している四隻のうち一隻をやっている。まあ二隻護衛艦付けているわけでありませぬけれども、一隻イージス艦が行っている場合もあるし行っていない場合もある、こういう状態でありませぬ。

いずれにしても、今申し上げましたような自衛隊の任務遂行、自衛隊の任務というのは本来の任務、主たる任務は我が国の自衛であります。その自衛の任務遂行に支障を生じない限りで協力活動を行っている、こういう意味で御理解をちょうだいしたいと思います。

○白眞勲君 私が思いいますには、今回のようにテロ特措法の基本計画、何度も何度も延期、延期ということではなくて、この際やはりもう法律を廃止して、きちんと自国の防衛にまず力を注いだ方がいいんじゃないだろうか。

先ほども外務副大臣からお話ありましたように、実際に、まあそれは範囲内かもしれないけれども、少なくとも空白がある、そういう国々まで今出てきている。ローテーションだというふうには外務副大臣はおっしゃっていますけれども、少なくとももうそういうような状況になって、当初のテロ特措法ができた時点とは大分様相が異なってきているというふうには私が見えるわけでございます。

その中で、先ほどもお話ありましたように、ヘリコプターの燃料についても実際には戦闘機だって爆撃機だって使える燃料です。その燃料を相手に、相手が使わないと言っているから、はい、そうですねと言つて渡すと。そもそも日本は、今これいろいろと調べてみると、どうも国会の答弁等で、大分外国から感謝をされているというふうな話もあります。

もう感謝されているんだしたら、それでいいじゃないですか。それ以上、ますますそんなヘリコプターの燃料まであげる必要は一般論として余りあり得ませんよ。それを一々そうやって出してあげるといふことについては、これはどうも何か変だな。

そんなことをやっている、日本国民の税金をそこに使ったならば、日本の防衛に力を注ぐことをまず第一として考えるべきなんじゃないのかなというふうにも思いますけれども、内閣の御意見はいかがでございますか。

○内閣官房副長官(山崎正昭君) お答えを申し上げます。今までの御質疑でございますが、現在、米軍等は、アフガニスタンの南部あるいは東部にかけての国境地帯を中心にアルカイダの、あるいはタリバンの残存勢力の掃討作戦を実施しておる

わけでありませぬ。国境のパキスタン側におきましては、パキスタン軍が政府の統治の及ばないところ、いわゆる部族地帯に潜伏していると見られるテロリストに対する掃討作戦を強化しております。また、今まで御質疑がありました海上におきましては、アラビア海を中心にアルカイダやタリバンの残党が海路を経て移動するなど、国際テロの脅威が拡散することを防ぐための活動を継続をいたしております。

このように、九・一一テロから、テロにもたらされた脅威というものは諸外国は依然ございまして、我が国としても引き続き、かかる国際社会の取組に積極かつ主体的に寄与していくことが重要であるという考えながら、今般、自衛隊の部隊等の派遣期間を延長すると、そういう使命を持っておると、このように判断したものでございます。

○白眞勲君 今、内閣副官房長官からのお話で積極的かつ主体的にと言いつながら、ヘリコプターの燃料にまで、場合によってはその飛行機が別の用途に使われるというふうには、法律に逸脱したような行為が行われる可能性、素地があるというものをそのまま含んだこういった法律案について、いかがお考えなんでしょうか。

○内閣官房副長官(山崎正昭君) 今までの防衛庁長官始め皆さんからお答えがございましたように、やはり国際的な信頼関係というものをやはり私どもは大切にしていかなきゃならぬ、こう思っております。そういう目的外使用というものにはあり得ないという判断の中でございませぬだけに、私は、そういう意味からしても妥当ではないかと、このように判断をいたしております。

○白眞勲君 以上、質問は……  
○委員長(林芳正君) 白君。

以上、質問は終わりますけれども、三年経過しまして現在の世界情勢というものを考えますと、その日本の平和とか安全の確保という大きな国家

目標というものに対しての費用対効果というものを考えると、やはり今のこの基本計画を漫然と、私の感覚からすると漫然と変更し、延長し延長し、かつだんだんその内容が膨らんでいくというものにつきましては強く反対をすることということで、質問を終わらせていただきたいと思います。

以下、省略